

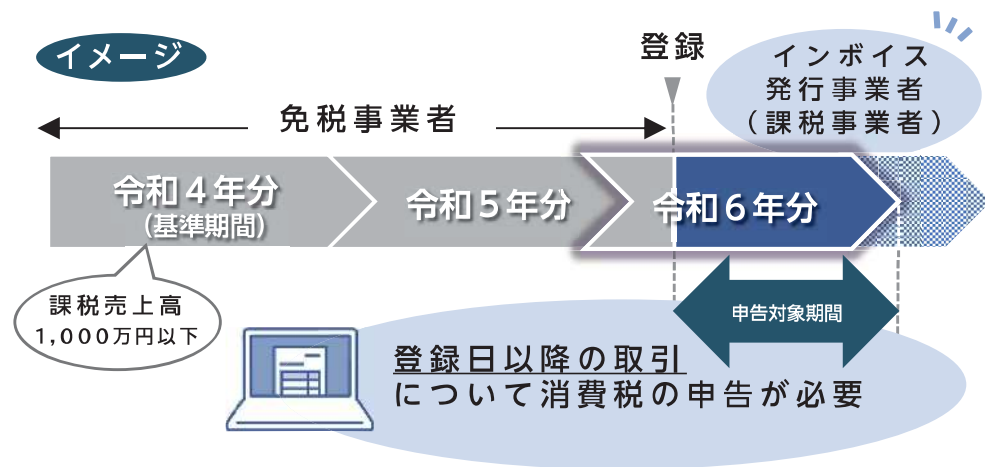
インボイス 発行事業者の方は、 消費税の確定申告が必要です



消費税の免税事業者の方（基準期間*の課税売上高が1,000万円以下の方）が、令和6年1月1日から同年12月31日までの間に、インボイス発行事業者の登録を受けた場合、

令和6年分の消費税の確定申告が必要です。

※ 令和6年の基準期間は、その2年前である令和4年です。



消費税の申告・納税は期限内に！

令和6年分消費税の申告期限、納期限（法定納期限）及び口座振替日は次のとおりです。

- ✓ 申告・納付の期限 令和7年3月31日(月)
- ✓ 口座振替日 令和7年4月30日(水)
(振替納税をご利用の場合)

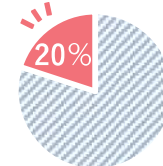
消費税の期限内納付のため、納税資金の準備をお願いします。

申告書の作成・提出は 自宅からスマホとマイナンバーカードでe-Tax

「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、ご自宅から消費税の申告書の作成・e-Taxによる送信ができます。

「2割特例」*を適用した申告書も作成できます。

※ 消費税納税額を売上税額の2割とすることができる特例です。



確定申告書等作成コーナー



2割特例特設ページ

ただし、基準期間（2年前）の課税売上高が1,000万円を超えている方など、「2割特例」が適用できない場合もありますのでご注意ください。

「2割特例」の適用可否の確認には、フローチャートをご活用ください。



2割特例適用可否フローチャート



- ※1 確定申告で、2割特例の適用を選択した場合、その後、修正申告や更正の請求で、その選択を変更することは、原則としてできません。
- ※2 還付申告をする場合は、一般課税を選択する必要があります。

国税の納付はキャッシュレスで！

確定申告に係る納付は、「振替納税」（預貯金口座からの引落とし）が便利です！

また、振替納税以外にも、納付される方のニーズに合わせた様々な納付手続があります。

△ご注意ください！

申告書提出後に、税務署から、納付書の送付や納付通知等によるお知らせはありません。



納税に関する総合案内

(令和7年1月)